

特定教育・保育施設の利用定員の設定について

1 趣旨

子ども・子育て支援新制度においては、子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)第31条第1項の規定に基づき、本市が認可定員の範囲内で認定区分ごとの利用定員を定め、給付対象施設・事業となることを「確認」することとされています。この度、新たに開所する特定教育・保育施設の設置者から確認申請を受け、利用定員を設定し確認するため意見を聴取するものです。

2 利用定員の設定にあたり必要な手続き

- (1) 子ども・子育て会議での意見聴取(法第31条第2項)
- (2) 都道府県知事への事後届出(法第31条第3項)

(*1) 保育所:2020年7月入所における入園審査後の入所児童数(2020年6月末時点)

(*2) 「藤沢市利用定員の設定における運用基準」に基づき利用定員を定めるもの。

3 申請があった特定教育・保育施設

| № | 施設区分 | 種別 | 地区 | 施設名称 | 所在地 | 設置者 | 開所日 | 認可定員・入所状況(*1) | | | | | | | | | | 利用定員 R2年7月設定 | 備考 | |
|---|------|----|----|-----------|-------|-----------------|--------|---------------|----|----|------|----|----|------|----|----|----|-----------------|---------|---|
| | | | | | | | | 3号認定 | | | 2号認定 | | | 1号認定 | | | 合計 | | | |
| | | | | | | | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | | | | |
| 1 | 保育所 | 認可 | 西南 | 辻堂ももはな保育園 | 羽鳥1丁目 | 社会福祉法人 県央福祉会 | 令和2年7月 | 認可定員 | 6 | 10 | 12 | 12 | 12 | 12 | - | - | - | 64 | 40 (*2) | 【新設】令和2年4月に開所を予定していた「(仮称)辻堂げんきっず保育園」が、運営事業者を社会福祉法人県央福祉会に変更して「(仮称)辻堂ももはな保育園」として開園。 |
| | | | | | | | 入所状況 | 4 | 10 | 9 | 3 | 1 | 1 | - | - | - | 28 | | | |

【関係法令】

○子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)(抜粋)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)による改正後(平成30年9月27日施行)

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認(※1 施設型給付費の支給を受ける施設となることの確認。)は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(省略)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 1 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 3 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関(※2 本市では「藤沢市子ども・子育て会議」がこの機関にあたります。)を設置している場合にあってはその意見を(省略)聴かななければならない。

3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。(平28法47・平30法66・一部改正)

○藤沢市利用定員の設定における運用基準(抜粋)

(4) 毎年4月入所における2次審査後の入所児童数と認可定員数に「20人以上」の乖離があった場合、入所児童数に「10人」を加えた数の下1桁を切り上げた数を「利用定員」として設定する。